学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等に関する法律（令和６年法律第 69 号）への対応に関する特記仕様書

（目的）

第１　この仕様書は、契約において、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等に関する法律（以下「法」という。）及び関係法令への対応について必要な事項を定めるものとする。

（法令遵守義務）

第２　この契約において、受注者は、法に掲げる目的及び責務を全うするため、児童対象性暴力等の防止に努めるとともに、本業務に従事する者に対し、法及び関係法令の遵守について徹底させなければならない。

（犯罪事実確認義務）

第３　本業務に従事する者について、発注者が法第４条に掲げる犯罪事実確認の対象となると判断した場合、受注者は当該従事者に対し、犯罪事実確認（戸籍等の提出を含む。）の対象となること等必要な事項について書面等により説明・伝達するとともに、発注者の要請に従い、犯罪事実確認に必要な同意取得及び手続きを行わせることに応じなければならない。

２　受注者は、犯罪事実確認が完了していない者を業務に従事させてはならない。

３　法第６条に規定する児童対象性暴力等が行われるおそれがあると発注者が認めたときは、発注者は受注者にその旨を伝え、発注者の選択において当該従事者の変更又は当該従事者の従事する業務の変更を求めることができる。

４　法第６条に規定する児童対象性暴力等が行われるおそれがあると発注者が認めたときは、発注者は受注者にその旨を伝え、受注者は当該者従事者に委託業務に従事させないようにしなければならない。

（研修受講等義務）

第４　本業務に従事する者について、発注者が法第４条に掲げる犯罪事実確認の対象となると判断した場合、受注者は当該従事者に対し、研修受講等の法が定める措置の対象となること等必要な事項について書面等により説明・伝達するとともに、発注者の要請に従い、研修受講等必要な措置を行わせることに応じなければならない。

２　受講する研修には、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等に関する法律施行規則第１９条第３項に掲げる以下事項を含むものとし、座学と演習を組み合わせて行うものとする。

（１）　教育保育等従事者による児童対象性暴力等の防止に関する基礎的事項（児童対象性暴力等が生じる要因及びこどもの権利に関する事項を含む。）

（２）　児童対象性暴力等及び児童対象性暴力等につながり得る不適切な行為の範囲

（３） 児童対象性暴力等及び児童対象性暴力等につながり得る不適切な行為の疑いを早期に把握するための措置
（４） 相談、報告等を踏まえた対応
（５） 被害児童等（児童対象性暴力等を受けたと認定事業者等が認める児童等をいう。）の保護及び支援
（６） 犯罪事実確認において教育保育等従事者に求められる対応
（７） 防止措置に係る基礎的事項
（８） 厳格な情報管理の必要性

３　受注者は、研修受講が完了していない者を業務に従事させてはならない。

４　受注者は、研修の実施状況を記録し、発注者の求めに応じて提出しなければならない。

（契約解除等）

第５　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。
（１） 犯罪事実確認及び研修受講が完了していない者を本業務に従事させた場合
（２） 犯罪事実確認及び研修受講等の法が定める措置の要請に応じない場合
（３） 法第６条に規定する児童対象性暴力等が行われるおそれがあると発注者が認めた場合
（４） その他関係法令又は本仕様書に定める事項に違反した場合

２　受注者は、契約解除時には直ちに業務を停止し、発注者の指示に従い引継ぎを行うものとする。また、これにより生じた損害については賠償責任を負うものとし、発注者は損害賠償の請求をすることができるものとする。

（その他）

第６　本仕様書に定めのない事項については、別途発注者と受注者が協議するものとする。